

# 新制度幼稚園保育料【平成 28 年度】

(幼稚園および認定こども園の 1 号認定者)

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分			国基準	利用者負担額 (教育標準時間)  1号認定		
国階層	町階層	定義				
第 1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0		
第 2	B 1	B 2 階層のうち母子世帯及び父子世帯並びに住宅障害者(児)のいる世帯	3,000 (0)	0		
	B 2	A 階層を除き、当年度分の市町村民税の非課税世帯(所得割非課税世帯)		3,000		
第 3	C 1	A 階層を除き当年度分の市町村民税課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	16,100 (15,100)	7,700		
	C 2			20,001 円以上 48,600 円以下	10,200	
	C 3			48,601 円以上 77,100 円以下	12,400	
第 4	D 1			77,101 円以上 144,000 円以下	20,500	14,000
	D 2			144,001 円以上 211,200 円以下		16,800
第 5	D 3	211,201 円以上	25,700	22,000		

※保育料は保護者等の住民税課税情報をもとに決定されます。

4月～8月分	9月～3月分
平成 27 年度住民税	平成 28 年度住民税

※幼稚園年少から小学校 3 年までの児童から数えて、2 人目(弟、妹)の利用料はこの表の金額の 2 分の 1 となります。3 人目以降は無料です。